

ID: 222

担当部署: 建設部 建築住宅課

処分の概要	家賃の減額		
例 規 名 根 拠 条 項	長門市特定公共賃貸住宅条例 第15条第2項		
例 規 番 号	平成17年条例第146号		
【根拠条文】 (家賃の減額の申請等) 第15条 入居者は、家賃の減額を受けようとするときは、市長の定めるところにより家賃の減額の申請をしなければならない。 2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、入居者の所得を認定して、家賃の減額を決定することができる。 3 市長は、家賃の減額を行うことを決定したときは、家賃、差額、入居者負担額、減額期間その他必要な事項をその決定を受けた入居者に通知するものとする。 4 第2項の規定により家賃の減額を決定された入居者の所得が、前項の減額期間内に第14条第2項の規定による所得の区分を下回って変動した場合には、入居者は、当該減額期間内に所得の再認定を申請することができる。この場合において、前2項の規定を準用する。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	年 月 日